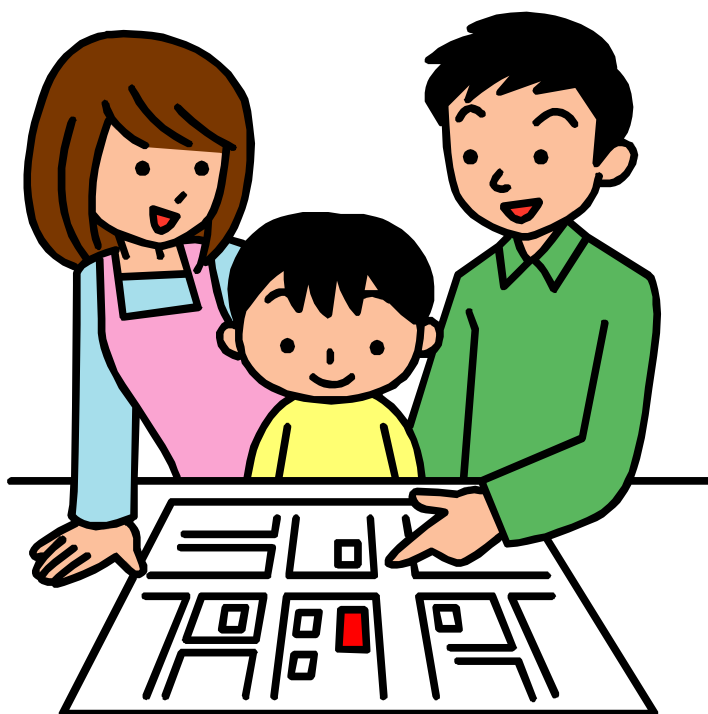


自主防災組織運営マニュアル



帯広市総務部危機対策課

※帯広市のホームページ <http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

防災・消防・防犯 > 防災 > 災害に備えて > 自主防災組織 のページに、「自主防災組織運営マニュアル」、「自主防災組織規約、防災計画」のデータを掲載しておりますのでご活用ください。

【防災に関するお問い合わせは】

帯広市危機対策課危機対策係（市役所5階） 電話 / 65-4103

自主防災組織のつくり方と運営方法

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生した場合、同時に各地域で多数の災害の発生が予想されること、また、通信や交通の障害等、様々な悪条件が重なることなどにより、市や消防機関等の防災関係機関の活動能力が低下することが考えられます。

このような事態において被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災活動、すなわち、住民が自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護等の活動を行うことが必要です。

自主防災組織は、まず、地域に密着し、情報がスムーズに流れ、みんなが協力して、自分たちを守るといった連帯感がある組織が望ましいといわれています。

2 自主防災組織の取り組み

■ 日常的対策

災害の発生を未然に防ぐため、普段から安全なまちづくり、住まいづくりを進める。

■ 災害時対策

地域内で発生した災害に迅速的確に対処して被害の拡大を阻止する。

(1) 「地域的・集団的」に対処しなければならない対策

- ① 災害時要援護者、要介助者（建物などに閉じ込められた人、負傷者、病人、老人、幼児など）の救出・救護活動
- ② 地震情報・災害対策本部情報の把握と広報、混乱の防止
- ③ 地域内の被災状況の把握と災害対策本部への連絡、出動要請
- ④ 安全な場所への避難誘導（歩行困難者への援助など）
- ⑤ 避難後、被災後の地区警護、被害の把握・確認
- ⑥ 学校・保育園などからの児童園児の引き受け、保護・災害後の生活維持活動（災害対策本部との連絡、給食給水、罹災者救済等）
- ⑦ まちの安全点検、安全管理、改善活動（防災まちづくり）

(2) この対策を行う場合には

- ① 複数者・多人数での協力が必要
- ② 役割の分担が必要
- ③ 個々バラバラでは効果が上がらない又はやれない
- ④ 学習や訓練が必要
- ⑤ 地区の事情を良く知る必要

地域的な組織

体制が不可欠

3 自主防災組織のつくり方

(1) 自主防災組織のあり方

ア きまった形はない

その町内会の特徴や住民の意識に適した組織とする。

従って、会則や規約などは町内会の実情に応じてその内容を決める。

イ 自主性のある組織とする

その町内会の利益（安全）を守ることを第一義とした主体的に防災問題、安全問題を扱う組織とする。他の機関や団体により左右されたり、制限を受けたりしない。

ウ 継続的・実践的であること

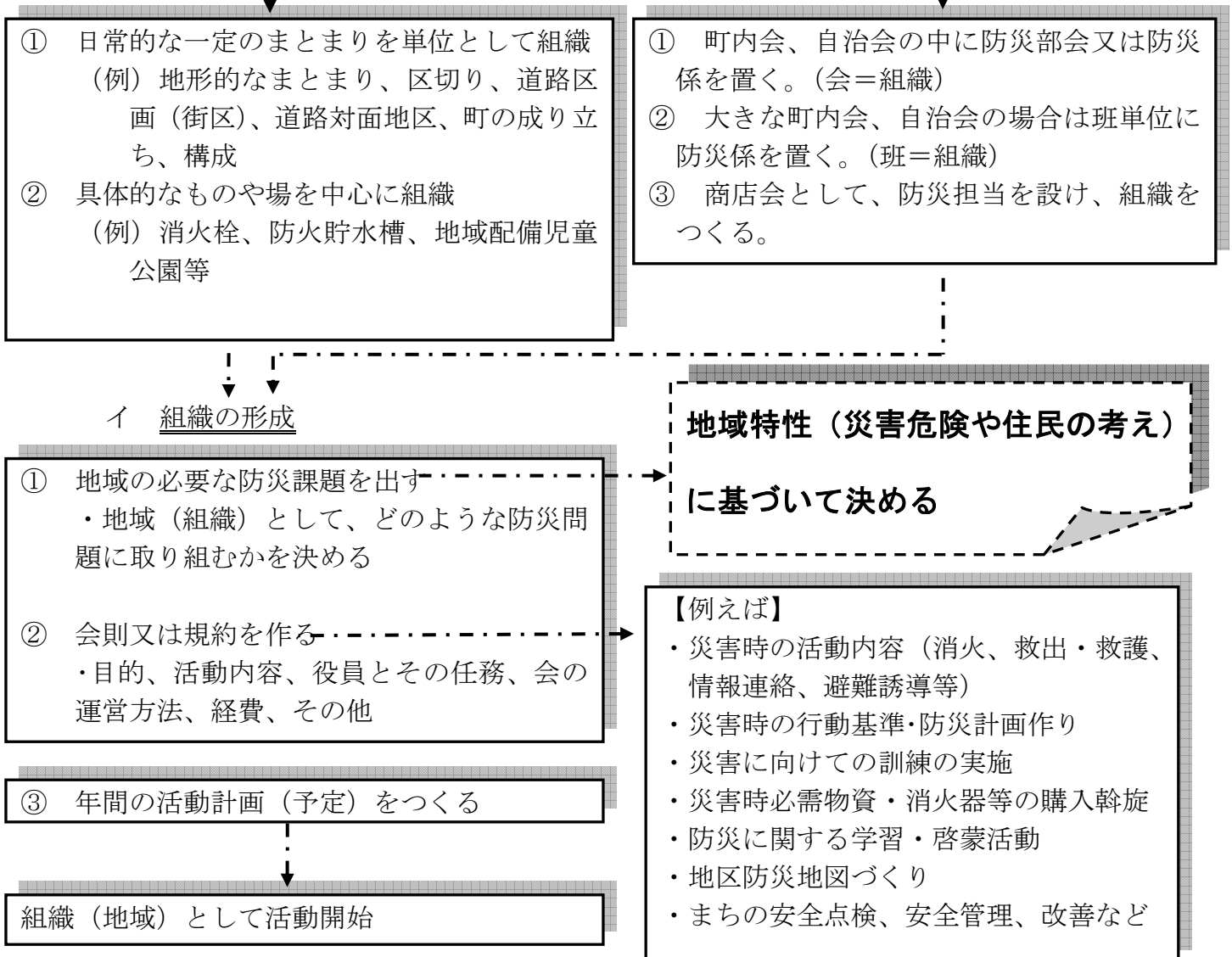
災害発生時に向けて、十分機能するために学習、訓練、点検等を重ねていくと共に、町内会を安全にする活動（点検、管理、改善等）にも取り組むものとする。

(2) 自主防災組織のつくり方

ア 組織の単位化

■ 現在のある地域組織（町内会、自治会、商店会等）にあわせてつくる場合

■ まったく新規につくる場合



ウ 現在ある地域組織（町内会）を活用した自主防災組織の3タイプ

	重複型	下部組織型	別組織型
タイプ	町内会役員が自主防災の役員も兼ねる。	町内会長（＝自主防災組織会長）の下に独自の役員をもつ自主防災活動部門をつくる。	町内会が中心となって町内会とはまったく別個に自主防災組織を作る。
長所	組織づくりが容易。活動を継続しやすい。		
	住民にとって組織の状況が把握しやすい。	会長以外の役員の負担が軽い。 経験が蓄積され専門性が高まる。活動の独自性を発揮しやすい。	役員全体の負担が軽い
短所	町内会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。		地域内に二人の長（リーダー）がいて、混乱など起こりやすくなる。

- ☆ 自主防災組織は、地域住民が協力して自発的に結成するものです。
- ☆ 組織のつくり方も、地域の実情に適した方法を考える必要があります。
- ☆ 大災害に対して地域ぐるみで力を発揮するためには、組織的に防災活動を行える体制を整えることが必要です。
- ☆ 活動を進めていくには、自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事分担を決める必要があります。
- ☆ それぞれの仕事ごとに具体的な班分けも必要です。



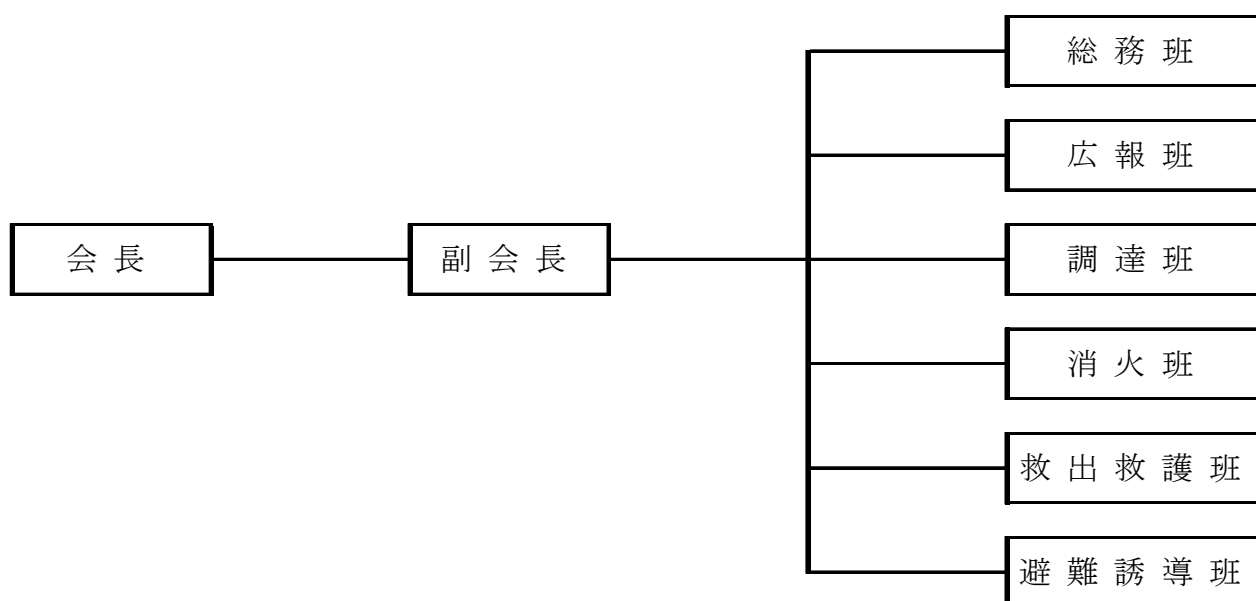
4 自主防災組織の編成

(1) 組織の編成

自主防災組織が災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うためには、活動の内容をよく分析し、組織内の役割分担を明確化して、組織の防災計画に定める必要があります。

一般的には、次のような組織編成例が考えられます。

《〇〇町内会防災会編成例》



■ 班の任務内容は、次のとおりとする。(例)

班	予 防 活 動	応 急 活 動
総 務 班	1 防災会の編成 2 防災会の任務分担	1 防災機関との連絡 2 各班の連絡調整
広 報 班	1 防災知識の普及 2 講演会等の開催	1 情報収集、伝達広報 2 災害防止広報
調 達 班	1 資機材の備蓄、点検、管理 2 非常持出品の指導	1 物資配分（給食、給水） 2 炊き出しの協力活動
消 火 班	1 出火防止、初期消火の徹底 2 消火訓練の実施	1 初期消火活動 2 出火の警戒、延焼拡大防止
救 出 救 護 班	1 高齢者など災害時要援護者の把握 2 救出・救護訓練の実施	1 負傷者等の救出・救護 2 負傷者の医療機関等への搬送
避 難 誘 導 班	1 地域の安全対策 2 避難誘導訓練の実施	1 地域住民の避難誘導 2 避難者の安全確認

5 自主防災組織の活動

次の表は、自主防災組織の基本的な活動例を示したものですが、地域の特性や住民の方の関心などによって、実施する項目や取り組む内容が変わってきます。

平常時の予防活動	災害時の応急活動
1 定例会議の開催と運営	1 負傷者、病人、要介護者の救出・救護活動の実施
2 地域住民向け「防災通信」の発行	2 初期消火活動の実施
3 防災知識の習得 ・ 日常の防災対策 ・ 警戒宣言時の対応 ・ 災害時の心得 など	3 避難誘導の実施
4 地域防災地図の作成	4 被害拡大防止の呼びかけと点検 ・ ガス栓の閉止 ・ 火気管理の徹底 ・ 危険箇所の巡回と危険防止の呼びかけ
5 地域防災計画の作成	5 飲料水や生活物資などの運搬・配分への協力
6 防災資機材の整備	6 被害情報の収集と地域相互連絡
7 家庭内防災対策の指導・啓蒙	7 避難後、被災後の地域警護、被害の把握・確認
8 防災訓練の実施	8 災害発生後の救援等に関する住民要望の把握と行政との調整
9 他組織との連携	



〇〇町内会防災会規約（例）

（名 称）

第1条 この組織は、〇〇町内会防災会（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、防災関係機関と連絡を密にし、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事務所）

第3条 本会の事務局は、会長宅に置く。

（事 業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。
- (6) その他必要な事項

（会員の組織）

第5条 本会は、〇〇町内会地域内に居住する者をもって構成する。

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 会 長 | 〇名 |
| (2) 副 会 長 | 〇名 |
| (3) 班 長 | 〇名 |
| (4) 会 計 | 〇名 |
| (5) 監 査 役 | 〇名 |
| (6) 防災に関し、会長が認めたもの | 若干名 |

（役員を選出）

第7条 本会の役員は、会員の中から総会で互選する。

（役員の任期）

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表、統括し、災害発生時の応急活動及び平常時の予防活動指示を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 班長は、会長・副会長の指示を受け担当事務を行う。また、その担当する事務につき、会長・副会長に助言することができる。
- 4 会計は、出納事務を担当する。
- 5 監査は、会の会計を監査する。

(会議)

第10条 本会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画及び報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第12条 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他会長が特に必要と認めた事。

(議決)

第13条 総会における議決は、出席会員の2分の1以上の同意を必要とする。

(防災計画)

第14条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画(別添)を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練の実施に関する事。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導等に関する事。

(5) 災害危険の把握に関すること。

(会 費)

第15条 本会の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

(経 費)

第16条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第17条 会計年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

(会計監査)

第18条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

〇〇町内会防災会防災計画（例）

1 目的

この計画は、〇〇町内会防災会の活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

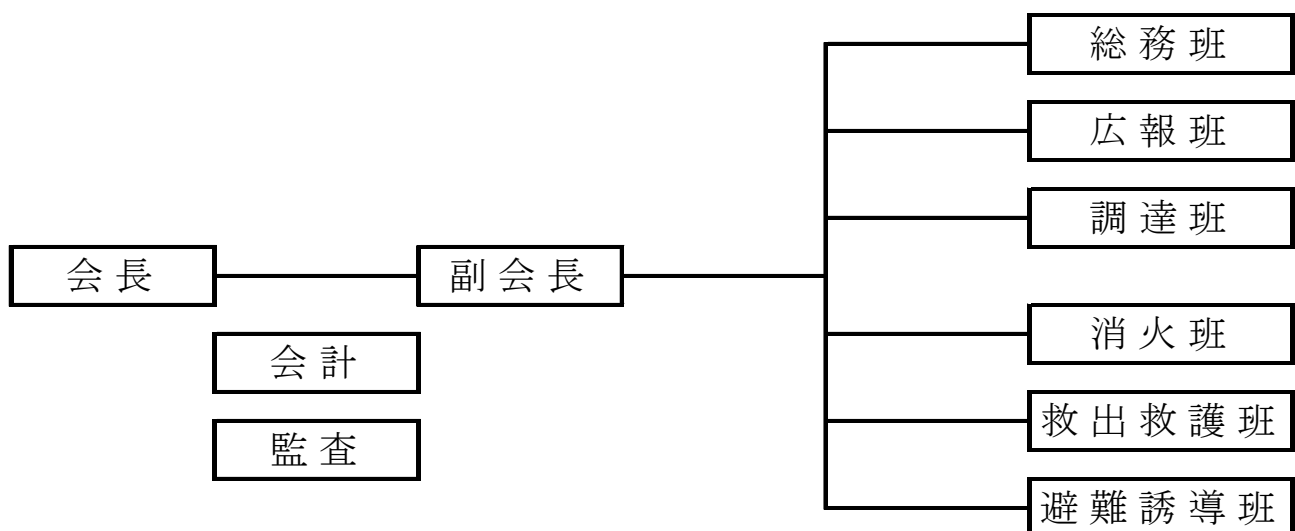
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災会の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達、広報に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 物資調達に関すること。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 組織の編成及び任務

(1) 組織の編成、次のとおりとする。ただし、組織の編成表は別に定める。



(2) 班の任務内容は、次のとおりとする。

班	予 防 活 動	応 急 活 動
総 務 班	1 防災会の編成 2 防災会の任務分担	1 防災機関との連絡 2 各班の連絡調整
広 報 班	1 防災知識の普及 2 講演会等の開催	1 情報収集、伝達広報 2 災害防止広報
調 達 班	1 資機材の備蓄、点検、管理 2 非常持出品の指導	1 物資配分（給食、給水） 2 炊き出しの協力活動
消 火 班	1 出火防止、初期消火の徹底 2 消火訓練の実施	1 初期消火活動 2 出火の警戒、延焼拡大防止
救出救護班	1 高齢者など災害時要援護者の把握 2 救出・救護訓練の実施	1 負傷者等の救出・救護 2 負傷者の医療機関等への搬送
避難誘導班	1 地域の安全対策 2 避難誘導訓練の実施	1 地域住民の避難誘導 2 避難者の安全確認

(3) 編成した地域内の住民（防災会）の任務

住民は、班の任務内容に基づき、地域内における災害発生時の応急活動、平常時の予防活動にあたることを任務とする。

4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

- (ア) 防災組織及び防災計画に関すること。
- (イ) 地震、火災等についての知識に関すること。
- (ウ) 地域周辺の環境に関する防災知識に関すること。
- (エ) 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- (オ) その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

防災の普及方法は、次のとおりとする。

- (ア) 町内会だより、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- (イ) 講演会、映画会等の開催

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等、防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

- (ア) 情報の収集、伝達訓練
- (イ) 初期消火訓練
- (ウ) 救出、救護訓練
- (エ) 避難誘導訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2種類以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- (ア) 訓練は、原則として防災の火等防災関係行事の行われる時期に行うほか随時実施する。
- (イ) 訓練は、年1回以上実施する。

6 情報の収集、伝達、広報

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(ア) 情報の収集、伝達

広報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(イ) 情報の収集、伝達方法

情報の収集、伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、携帯電話、伝令、広報車両等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

(ア) 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

(イ) 可燃性危険物品等の保管状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようになるため、各家庭で消火器、消火バケツ等を配備するよう推進する。

8 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、医療機関又は市の指定する応急救護所に搬送する。

(3) 防災機関の出動要請

救出救護班は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、会長の指示により防災関係機関の出動を要請する。

9 避難対策

火災の延焼拡大等により地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長又は現場警察官の避難命令が出たとき、会長は避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。

(2) 避難指導

避難誘導班は、会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難場所

〇〇学校

10 物資調達

避難場所等における給食及び給水等は、次により行う。

(1) 調達班は、市から提供された食料や地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分及び炊き出し等により、給食について協力活動を行う。

11 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

資 機 材 名	数 量	保 管 場 所	管 理 方 法

(2) 資機材の点検

定期的に全資機材の点検を行う。